明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○放送法施行規則の一部を改正する省令（総務七一）　一
〔告　示〕
○放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件（総務二八九）　三
○放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件の一部を改正する件（同二九〇）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録取消し・記章紛失・懲戒の処分関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一九
会社その他
会社決算公告　二三

省令

○総務省令第七十一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月十九日

総務大臣　山本　早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五号中「別表第五号（注）九」を「別表第五号（注）十」に改める。

第七十条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項ただし書中「、テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改め、「場合」の下に「、第十二号に掲げる事項については超高精細度テレビジョン放送に係る試験放送を行う場合であつて、二以上の者により一の周波数を一定時間ずつ使用するとき」を加え、同項に次の一号を加える。

十二　放送時間帯

第百二十五条第六項中「、試験放送」を「及び試験放送」に改め、「及び衛星試験放送（同号(4)の衛星試験放送をいう。）」を削る。

別表第五号の第五号(4)中イをウとし、アをイとし、同号(4)にアとして次のように加える。

ア　超高精細度テレビジョン放送

別表第五号の第七号中(6)を削り、(7)を(6)とし、同表の第九号(4)を削り、同表中注十二を削り、注十一を注十二とし、注三から注十までを一ずつ繰り下げ、注二の次に次のように加える。

三　この表において、「超高精細度テレビジョン放送」とは、電波法施行規則第二条第一項第二十八号の三の二に規定する超高精細度テレビジョン放送をいう。

別表第六の二号注4(1)中「広帯域伝送方式等」を「広帯域伝送方式」に、「以外のものの放送」を「以外のもの」に改め、同注4(2)中「以外のものの放送」を「以外のもの」に改め、同注4に次のように加える。

(3)　高度広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

（第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。）

（記載例）　中央の周波数　11.72748GHz

伝送方式　高度広帯域伝送方式

テレビジョン放送（他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。）

シンボル数　11.2520Mbaud（補完放送（音声）を含む。※）

スロット数　40スロット

変調方式　16ＡＰＳＫ

誤り訂正率　7／9

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数　順次／2160本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数　3840画素

符号化された映像信号のフレーム周波数　60／1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数

2160画素

※　補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数（当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数）を明記すること。